

Q 9 1 医療事故が発生すれば、必ず医師に責任が認められるのでしょうか。

医療事故が発生した場合でも、ただちに医師に責任が認められるわけではありません。現代社会における法律上の大原則として、**過失責任主義**というものがあります。過失責任主義とは、責任が認められるためには加害者の側に過失が必要であるという考え方を言います。日本の民法においても、損害賠償の要件として、「故意又は過失」が挙げられています（709条の**不法行為責任**）。医療事故に関してもこの原則は変わりません。ですから、病院や医師に対して損害賠償請求をしようとする場合、患者の側で医師の医療行為に過失があったことを証明しなくてはならないのです。

なお、医師と患者の間には**診療契約**が結ばれているので、医師がこの契約にもとづく義務を果たさなかったとして、契約上の責任を主張することもあります。不法行為構成に対して、債務不履行構成とされています。医療事故や医療訴訟の基本を解説した本には、たいしてはこの2つの法律構成が紹介されています。この債務不履行構成をとったとしても、患者は、医師が契約に基づいて果たすべき義務を果たさなかったこと（債務不履行があったこと）を立証しなければなりません。これは、結局、過失を立証するのと同じなので、両者の構成には実質的な違いはほとんどないといわれています。

医師の過失の有無を判断する場合に基準となるのが、**医療水準**です。最高裁判所は、この医療水準について、「臨床医学の実践における医療水準」であると述べています*1。ここで注意しなければならないのが、「医療水準」とは、臨床医療の現場において平均的医師が現に行っている「**医療慣行**」とは異なるということです。それ故、「医療慣行」に従った医療を行っていた場合でも、法律的な観点からは過失ありと判断される場合もありえます*2。

医療訴訟を提起する場合には、複雑な治療経過のなかのどの行為を医師の過失と主張するかが重要なポイントになります。患者側としては、「医療水準」に適合しないことを証明でき、かつ発生した損害との間に因果関係がある行為を過失と主張していくことになります。治療行為そのものに関する過失ではなく、事前の説明義務違反を過失として主張する場合があります（**インフォームドコンセント違反**）。

なお、平成21年1月から、**産科無過失補償制度**が開始されています。（Q 4 5, 90 頁参照）。この制度は、出産事故で脳性麻痺の赤ちゃんが生まれた場合、医師に過失がなくとも総額3000万円の補償金を支払うものです。医療行為に関しては国内初の**無過失補償制度**です。医師に過失がある場合は、補償請求と損害賠償請求の両方を行うことができます。ただし、補償金は損害賠償金の一部に充当されるため、重複して受け取ることはできません。

*1 最高裁昭和57年7月20日

*2 最高裁平成8年1月23日